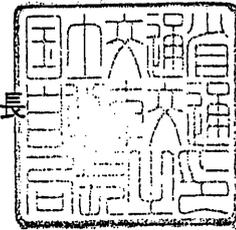




国自総 第 415号  
国自旅 第 140号  
国自整 第 138号  
平成14年1月17日

関東運輸局長 殿

自動車交通局長



一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について

一般旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条及びタクシー業務適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を受けた事業者名及び処分内容等を公表することにより、利用者等による事業者の選択を可能とし利用者の保護に資するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保に資するため、当該公表についての基準を次のとおり定めたので、下記事項について周知徹底するとともに、今後、この基準に従い公表を行うこととされたい。

記

1. 行政処分等の公表は、地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「各運輸局等」という。）単位で実施するものとする。
2. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 文書による警告を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者

- (2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）  
処分を受けた一般旅客自動車運送事業者
- (3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者
- (4) 営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者

3. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 行政処分等の年月日
- (2) 事業者の氏名又は名称（複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。）
- (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（市区町村まで）
- (4) 行政処分等の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 違反行為の概要
- (7) 違反点数付与状況

4. 行政処分等の公表時期及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 2. に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者については、当該事業者が受けた行政処分等について、その都度報道機関等へ3. の内容を記載した資料を提供するとともに、各運輸局等の局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者の行政処分等に係る各運輸局等の局報及びホームページへの掲載については、1か月分を取りまとめて行うことができるものとする。
- (2) ホームページの掲載は、行政処分等が行われた日から3年間継続して行うものとする。

5. 国土交通省本省は、各年度末にその年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数及び違反点数が20点を超えた事業者の概要を報道資料及びインターネットで公表するものとする。また、各運輸局等においても、各運輸局等ごとにこ

これらの情報を同様の方法で公表するものとする。

6. 4. により各運輸局等のホームページに掲載された事項は、国土交通省本省のホームページからリンクするものとする。

7. 各運輸局等は、地域の実情に応じ、優良事業者等について表彰を行うことができるものとする。

#### 附則

1. この基準は、平成14年2月1日から実施するものとする。
2. 平成13年度において行われた行政処分等に係る5. の公表については、平成14年度末において平成14年度分の公表と併せて行うものとする。